

当初設計書		設 計		精 算	
起工番号：河改(委)第2号 会計年度：令和 8 年度 事業名：準用河川改修事業 業務名：河川台帳図作成（安武川）業務委託 設計部課名：都市建設部河川課 業務場所：久留米市 安武町住吉外 地内 履行期間：契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで 単価世代：令和08年08月01日 公共 諸経費率：公共委託 令和07年10月					
設計概要	（当初設計）				
	設計	（測量業務）			
		作業計画（河川測量）			
		現地踏査（河川測量）			
		基準点測量			
		水準測量			
	計	現地測量 縮尺 1/500			
		河川定期縦断測量（直接水準）			
		河川定期横断測量（直接水準・平地）			
	の概	（資料調査）			
		公図等の転写			
		公図等転写連続図作成			
		土地の登記記録調査			
		地積測量図転写（地積測量図のみの転写）			
要		（打合せ等）			
		打合せ協議（中間 1 回）			

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
業務委託費	1	式				
直接測量費	1	式				
直接測量費(積上)	1	式				
測量業務	1	式				
作業計画(河川測量)	1	業務			委 1 号	
現地踏査(河川測量) 流心延長=1.2km	1	式			委 2 号	
3 級基準点測量 伐採なし 永久標識設置あり 耕地・平地	6	点			委 3 号	
屋上埋設 3級基準点 耕地・平地	6	点			単 1 号	
4 級基準点測量 伐採なし 永久標識設置なし 耕地・平地	15	点			委 4 号	
3 級水準測量観測(レベル等による)						
道路上:耕地・平地	1.2	km			委 5 号	
現地測量 S=1/500 作業量0.11km2 耕地・平地	1	式			委 6 号	
河川定期縦断測量 直接水準	1.2	km			委 7 号	

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
河川定期横断測量 直接水準(平地)	63	本			委 8 号	
資料調査	1	式				
公図等の転写 (地積測量図以外の公図等の転写) 耕地・森林	11.05	万m2			委 9 号	
公図等転写連続図作成	11.05	万m2			委 10 号	
土地の登記記録調査	11.05	万m2			委 11 号	
地積測量図転写(地積測量図のみの転写) 耕地・森林	5.53	万m2			委 12 号	
打合せ等	1	式				
打合せ(測量業務) 中間打合せ 1回	1	業務			委 13 号	
直接経費	1	式				
旅費交通費(率計上分)	1	式				
電子成果品作成費(率計上分)	1	式				
直接測量費計	1	式				

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
測量諸経費	1	式				
業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

業務委託一般仕様書

令和 8 年 8 月

久留米市

第1章 総 則

1.1 適用

- (1) 業務委託一般仕様書は久留米市の発注する設計、測量、地質等調査、物件等調査などの業務委託に適用する。
- (2) 業務の履行に当たっては、本一般仕様書によるほか、「福岡県県土整備部 令和7年10月 設計業務等共通仕様書・測量業務共通仕様書・地質調査業務共通仕様書」「福岡県県土整備部 令和7年5月 用地調査等業務共通仕様書」及びその他関係法令等に準拠する。

1.2 法令等の遵守

受注者は、実務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.3 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.4 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.5 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。なお、受注者は、河川管理者協議や、所轄警察署に道路使用許可を取るなど、業務遂行上必要な手続きを確実に行わなければならない。

1.6 賠償責任

本業務中に発生した現場における諸事故に対する責任は、受注者が負い、そのことによる他人に与えた損害などは、すべて受注者の責任において処理することとする。

1.7 再委託

受注者は業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を再委託することはできない。なお、協力者は、福岡県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合などを問わず、公共機関の指名停止期間中であってはならない。

1.8 許可申請

受注者は、業務に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅延なく行わなければならない。

1.9 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

- | | | |
|-----------|---------|---------------|
| (1) 着手届 | (2) 工程表 | (3) 管理技術者届 |
| (4) 職務分担表 | (5) 完了届 | (6) 業務委託料請求書等 |

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 業務計画書（作業計画書）

受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に業務計画書（作業計画書）を作成し、監督職員に提出しなければならない。業務計画書に記載する事項は以下のとおりとする。

- | | | |
|------------------------|-----------------------|---------------|
| (1) 業務概要 | (2) 実施方針 | (3) 業務工程 |
| (4) 業務組織計画 | (5) 打合せ計画 | (6) 成果物の内容、部数 |
| (7) 使用する主な図書及び基準 | (8) 連絡体制（緊急時含む） | |
| (9) 使用する主な機器 | (10) 成果物の品質を確保するための計画 | |
| (11) その他、監督職員が必要と認めたもの | | |

1.11 業務工程管理

受注者は、業務工程に変更を生じた場合には、速やかに変更業務工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果物の検査

- (1) 受注者は、業務完了時に市の成果品検査を受けなければならない。
- (2) 成果物の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.14 引渡し

成果物の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、市の検査職員の検査をもって、業務の完了とする。

1.15 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.16 土地の立ち入り

本業務を実施するにあたり第三者の土地に立入る場合は、予め身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。また、その関係者と緊密な連絡を取るなどして業務の円滑な遂行を期さなければならない。

1.17 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.18 調査・設計業務カルテの作成登録

受注者は、契約金額が 100 万円（完了時）以上の業務については、契約締結後、及び内容に変更が生じた都度、業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、「調査・設計業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受け上で、(財)日本建設情報総合センターに登録申請し、受領の写しを監督職員に提出しなければならない。

1.19 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、市、受注者協議の上、これを定める。

1.20 設計図書の変更等に関する事項

設計図書の変更等については、設計業務等委託契約書第 18 条から第 26 条及び共通仕様書等に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計業務等変更ガイドライン（2021（令和 3）年 4 月）久留米市」によることとする。

1.21 ワンデーレスポンス

本業務は、ワンデーレスポンスの対象であるため、「ワンデーレスポンス実施要領（久留米市）」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むこと。

1.22 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「ウィークリースタンス実施要領（久留米市）」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むこと。

第2章 暴力団排除に関する事項

- 2.1 受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

第3章 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

- 3.1 受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
 - (2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

第4章 障害者差別の解消に関する事項

- 4.1 受注者は、業務の実施に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

第5章 契約に関する事項

- 5.1 履行期間
本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月15日までである。
- 5.2 着手届
- (1) 着手届は、契約後7日以内に提出すること。
 - (2) 工程表は、着手届と合わせて提出すること。

河川台帳図作成（安武川）業務委託 特記仕様書

令和8年8月

久留米市

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本業務委託（以下業務という。）は、準用河川安武川において河川法第12条の規定に基づく河川の台帳を調製するため、現況測量および河川台帳図の作成を行うことを目的とする。

1.2 適用範囲

本特記仕様書は、「河川台帳図作成（安武川）業務委託」に適用するものとする。

1.3 業務内容

(1) 名 称	河川台帳図作成（安武川）業務委託
(2) 位 置	久留米市 安武町住吉外 地内（別紙位置図のとおり）
(3) 業 務 概 要	【測量業務】 (1) 作業計画（河川測量） 1 業務 (2) 現地踏査（河川測量） 1 式 (3) 基準点測量 1 式 (4) 水準測量 1.2 k m (5) 現地測量 縮尺 1/500 1 式 (6) 河川定期縦断測量（直接水準） 1.2 k m (7) 河川定期横断測量（直接水準・平地） 63 本 【資料調査】 (1) 公図等の転写 11.05 万 m ² (2) 公図等転写連続図作成 11.05 万 m ² (3) 土地の登記記録調査 11.05 万 m ² (4) 地積測量図転写（地積測量図のみの転写） 5.53 万 m ² 【打合せ等】 (1) 打合せ協議（中間1回） 1 業務

1.4 管理技術者及び技術者

- (1) 業務履行にあたり、測量士の登録を受けているものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- (2) 受注者は、業務の進歩を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

第2章 業務内容

2.1 作業計画

本業務に関する契約図書、指示事項および既存の関連計画を十分に把握したうえ、業務実施に対する技術的方針および作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

2.2 現地踏査

検討に必要な現地状況の把握のために現地踏査を行い、地形、排水施設、河川・水路、道路等の現況を確認する。

2.3 基準点測量

- (1) 測量に先立ち、測量方式、使用既知点、新設点位置について検討を行い、監督職員と協議し、その承諾を受けなければならない。また、詳細測量位置は監督職員と協議するものとし、現場条件等により著しい変更が生じた場合は、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

- 3級基準点：6点（永久標識設置あり）
- 4級基準点：15点（永久標識設置なし）
- (2) 屋上埋設3級：6点を設置する。
- (3) 基準点成果は座標、標高、点の記（一図・写真を含む）を整備する。

2.4 水準測量

水準測量に先立ち、使用既知点、新設点位置について検討を行い監督職員と協議しその承諾を得なければならない。

2.5 現地測量

- (1) 対象区間について縮尺1/500の現地測量（平面・縦横断等）を行う。
- (2) 測量範囲は、川表法線を基準に概ね左右20m（又は既存台帳幅員）を標準とし、堤防、岸、樋門、橋梁、取水施設、境界標等の河川管理上必要な構造物を漏れなく測定する。

2.6 河川測量（縦横断等）

- (1) 現地踏査を行い、河道形状・堤防構造・護岸・河床高等を把握する。
- (2) 河川定期縦断測量（直接水準）：延長1.20kmについて実施し、縦断面図を作成する。
縮尺は縦1/100、横1/500とする。
- (3) 河川定期横断測量：測量間隔20m、測量幅40mを標準とし、63断面を測定し、横断面図を作成する。縮尺は縦横1/100とする。
- (4) 測定時期は、出水期を避け、平均的な水位条件で実施する。

2.7 資料調査

- (1) 公図等の転写（地積測量図以外の公図等の転写）および公図等転写連続図を作成する。
- (2) 土地の登記記録調査を行い、地番、地目、地積、所有者等を整理する。
- (3) 地積測量図転写（地積測量図のみの転写）を行い、河川境界線との関係を整理する。

2.8 台帳図作成

- (1) 上記測量成果および既存資料をもとに、河川台帳図を作成する。
- (2) 台帳図の縮尺は1/500とし、下記の内容を必ず表示する。
 - 河川中心線、堤防・護岸、河床縦断、横断位置
 - 構造物（樋門・樋管・橋梁・取水施設・排水施設等）の平面位置・主要寸法
 - 用地境界、河川区域界、行政界、地番、地目等
- (3) 電子成果（CADデータ）は、発注者指定のフォーマット（SFC）で作成し、レイヤ構成・属性コードは発注者指示に従う。

2.9 打合せ

- (1) 業務の実施にあたって、受注者は監督職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 着手時、成果品納品時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

第3章 成果品

3.1 成果品

成果品は、詳細については監督職員と協議し、提出しなければならない。

- (1) 報告書 バインダー形式 A4版1部
- (2) 図面データ（電子データ）2部 ファイル形式：PDF、SFC
- (3) 製本図面 A3版1部

- (4) 各種管理者への提出書類については、監督職員と協議し提出するものとする。
- (5) その他資料（打ち合わせ議事録、監督職員と協議し必要と認められるもの）を1部作成し、データも含め報告書提出する。
- (6) その他、監督職員と受注者の協議に決定したもの。

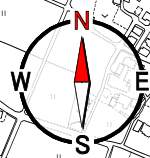
第4章 準拠する図書・法令・基準

4.1 準拠する図書・法令・基準

本業務の実施にあたっては、業務委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令及び諸規則に準拠して行うものとする。下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- 1) 測量法および同施工令・施行規則
- 2) 公共測量作業規定（国土交通省）
- 3) 公共測量標準図式（国土交通省）
- 4) 河川管理者が定める河川台帳作成要領またはこれに準ずる基準（国土交通省）
- 5) 河川法
- 6) 河川構造令
- 7) 福岡県県土整備部 測量業務共通仕様書
- 8) 河川管理施設等構造令及び河川管理施設等構造令施行規則
- 9) その他、監督職員が指示する関連要領・マニュアル

位置図



業務場所

主要地方道久留米城島大川線

安武町住吉

安武川

南部浄化センター

大善寺町中津

大善寺町藤古

県道宮本大川線

大善寺小学校

